

消費税届出関係（抜粋）

| 届出が必要な場合                   | 届出書名                 | 提出時期                   | 備考  |
|----------------------------|----------------------|------------------------|---|
| 基準期間の課税売上高が1,000万円超になった場合  | 消費税課税事業者届出書          | 事由が生じた場合、速やかに          |   |
| 基準期間の課税売上高が1,000万円以下になった場合 | 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 | 事由が生じた場合、速やかに          |   |
| 簡易課税制度を選択しようとする場合          | 消費税簡易課税制度選択届出書       | 適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで | (注) 事業を廃止した場合を除き、2年間は継続適用しなければならない。また、消費税簡易課税制度選択不適用届出書が提出されない限り、その効力は存続する。 |
| 簡易課税制度をやめようとする場合           | 消費税簡易課税制度選択不適用届出書    | 適用をやめようとする課税期間の初日の前日まで |   |
| 免税事業者が課税事業者を選択する場合         | 消費税課税事業者選択届出書        | 選択しようとする課税期間の初日の前日まで   |   |
| 課税事業者の選択を取りやめ免税事業者に戻る場合    | 消費税課税事業者選択不適用届出書     | 選択をやめようとする課税期間の初日の前日まで | (注) 事業を廃止した場合を除き、2年間は取りやめができない。   |
| 課税事業者が事業を廃止した場合            | 事業廃止届出書              | 事由が生じた場合、速やかに          |   |
| 個人の課税事業者が死亡した場合            | 個人事業者の死亡届出書          | 事由が生じた場合、速やかに          |   |
| 納税地等に異動があった場合              | 消費税異動届出書             | 異動事項が発生した後、遅滞なく提出      | (注) 納税地の場合は、異動前と異動後の納税地を所轄する税務署長に提出する。                                      |